

# Weekly Report

第 740 号

令和6年3月25日

## 4月から始まる主な制度(労働・社保関係)

本年4月から多くの制度が始まりますが、主な労働・社保関係は以下のとおりです。

◎労働条件明示ルールの改正……労働契約の締結・更新時に明示すべき労働条件として、全ての労働者に対して「就業場所・業務の変更の範囲」、有期労働者に対して「更新上限の有無と内容」、「無期転換申込機会（無期転換を申込むことができる旨）」、「無期転換後の労働条件」が追加されます。また、労働者の募集時等にも「就業場所・業務の変更の範囲」、「有期労働契約を更新する場合の基準」が明示事項に加わります

◎建設・ドライバー・医師等の時間外労働規制……建設事業や自動車運転の業務、医業に従事する医師などに対する時間外労働の上限規制の適用猶予期間が終了し、上限規制が適用されます。

◎障害者の法定雇用率引上げ等……民間企業の法定雇用率が2.5%（現行2.3%）に引上げられ、障害者を1人以上雇用しなければならない事業主の範囲が従業員40人（現行43.5人）以上となります。また、週所定労働時間10時間以上20時間未満の一定の障害者について、雇用率上、0.5人として算定できるようになります。

◎事業者による障害者への合理的配慮の提供の義務化……事業者は、障害がある方から社会的な障壁を取り除くために対応を必要としているとの意思が示された場合は負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。

◎在職老齢年金の支給停止調整額引上げ……在職老齢年金の支給停止の基準となる「支給停止調整額」が50万円（現行48万円）に引上げられます。

## 定額減税における月次減税の対象者は

納税者と扶養親族（配偶者を含む）1人につき、所得税から3万円、個人住民税から1万円を控除する定額減税が予定されています。

給与所得者に対する所得税の定額減税は、本年6月以後最初に支払う給与等の源泉徴収税額から控除（控除しきれない分は以後に支払う給与等の源泉徴収税額から順次控除）する「月次減税」を実施しますが、これは本年6月1日現在で勤務している方のうち、給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者（扶養控除等申告書を提出している方）が対象となります。

対象となる方は一律に月次減税の適用を受けることになり、適用の有無は選択できません。

## 抜本的な見直しが検討されている免税店制度

訪日外国人旅行者数がコロナ前と同水準まで回復していますが、免税店において免税購入された物品が国内で横流しされる事例が多発していることから、免税店が販売時に消費税相当額を預かり、国外への持ち出しが確認された場合に、旅行者に消費税相当額を返金する仕組みとすることが検討されています（令和7年度税制改正で結論を得る）。

なお、本年4月以後に事業者が免税購入物品と知りながら行った仕入れは、仕入税額控除の適用が認められません。